

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人修倫会（以下「当法人」という。）定款第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、役員等費用弁償規程に基づき、費用を弁償する。

### (改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

### 附 則

1. この規程は、平成29年6月19日から施行する。
2. 平成29年3月3日制定、平成29年4月1日施行の役員報酬規程は廃止する。